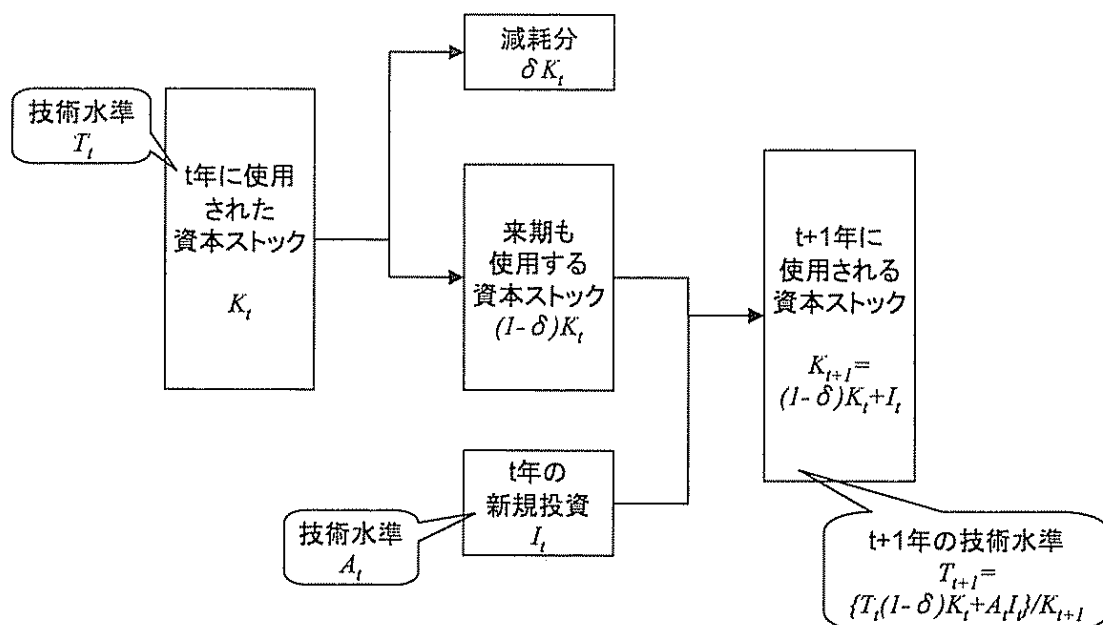


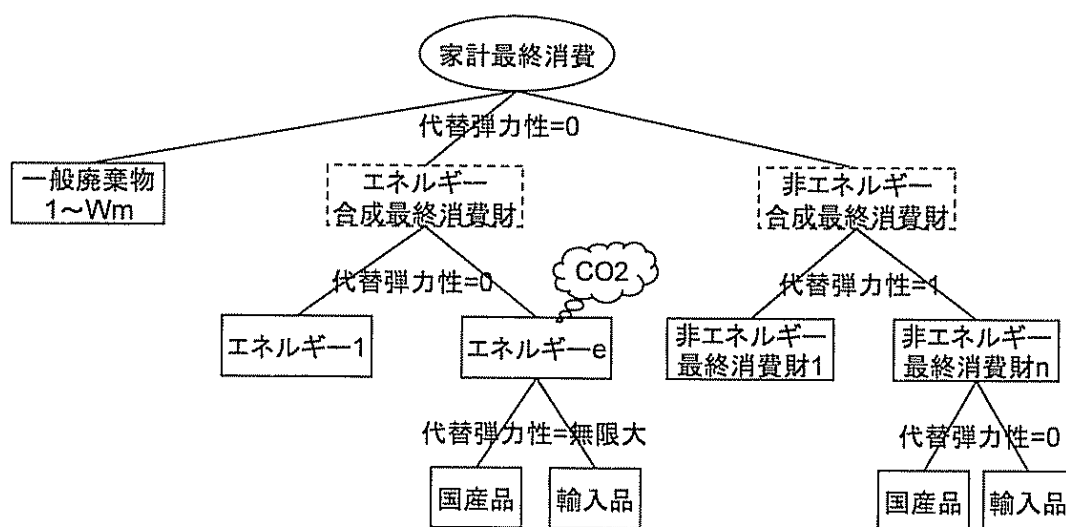


図付3 資本ストックと技術進歩の関係

(2) 家計部門

家計部門は、資本と労働を保有しており、これらを生産部門に供給することで、対価として所得を受け取り、最終消費及び貯蓄（＝投資）を行う。

家計の消費構造を図付4に示す。家計では、想定されている将来の経済成長を達成するように貯蓄（総投資額）を行い、残りを最終消費財の購入にあてる。需要関数は、非エネルギー財については代替弾力性を1とし、各年におけるエネルギー間の代替は、生産部門と同様に起こらないと仮定している。ただし、生産部門と同様に、省エネルギー設備の導入（新規の電気機械等の購入）により、長期的には代替が発生する。また、最終消費についても、国産品と輸入品は明確に区分されており、それらの比率は各年において固定されている（長期的にはシナリオによって変更可能）。



図付4 家計最終消費

各部門への投資の配分は家計と政府が行う。エネルギー関連部門を除く総投資を、各部門の資本の収益に従って配分する（各部門に対する民間投資と公的投資の比率は2000年の実績値に基づいて按分し

ている)。このとき、資本ストックの構成は将来も変わらないと仮定し、資本財の耐用年数に従って各部門への投資の内訳は変化する。エネルギー関連部門については、長期エネルギー需給見通し等で示された設備容量を再現できるように各年の投資を外生的に想定する。投資財においても国産品と輸入品の間の代替弾力性は0と仮定し、そのシェアはシナリオにより変更可能である。

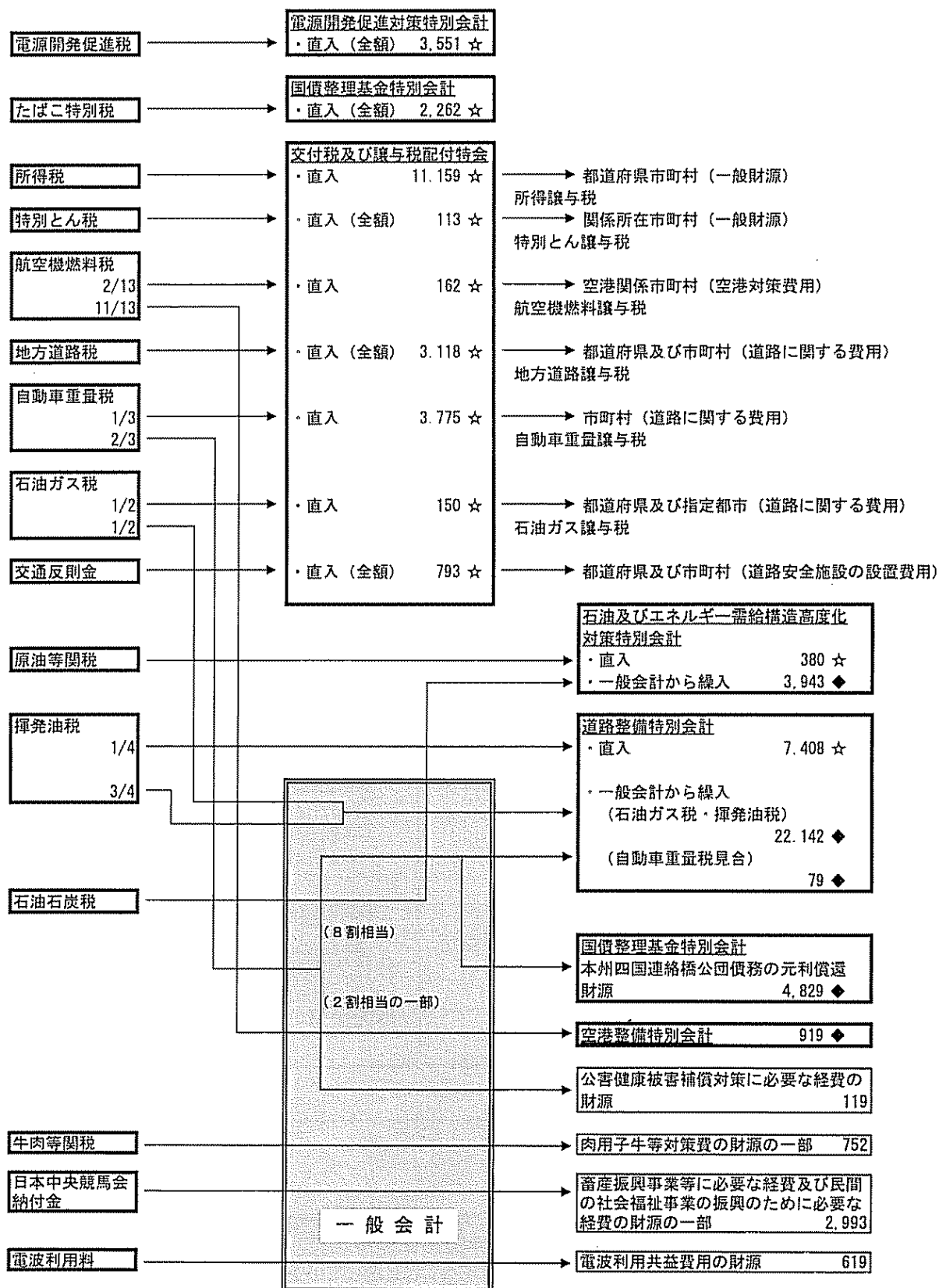
(3) 政府部門

政府部門は、生産部門や家計部門の活動に対して税を課し、政府最終消費や公的投資を行う。また、産業部門や家計部門に対して、補助金や所得移転を行う。

今回の試算においては、技術選択モデルとの連携をはかったものではないことから、ガソリン及び軽油価格の変化による技術（図付3中の A_t ）の相違はないとしている。かわりに、価格弾力性に伴う需要量の変化を組み入れてシミュレーションを行っている。

目的税・特定財源等（17年度予算ベース）

（単位：億円）



☆（特別会計直入）：計 32,871

◆（一般会計から特別会計へ繰入）31,912

（注）自動車重量税は、税創設及び運用の経緯から、国分税収の8割相当額を道路整備に充てる慣行となっているが、法律上使途が特定されているわけではない。

道路特定財源一覧

税 目		道 路 整 備 充 当 分	税 率	平成17年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額	(暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	29,138 (29,629)
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地 方に譲与される。)	(本則税率) 17.5円/kg	150 (153)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約8割 (収入額の2/3は国の一般財源で あるが、税創設及び運用の経緯 から約8割(77.5%)相当額は道 路財源とされている。)	[例] 自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,851
	計			35139 (35,633)
地方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額の全額 (揮発油税と併課される) 58/100: 都道府県及び指定市 42/100: 市町村	(暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2 : 都道府県及び指定市	石油ガス税を参照	147
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3 : 市町村	自動車重量税を 参照	3,767
	軽油引取税 昭和31年創設	全額 : 都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	10,556
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10: 都道府県及び指定市 7/10: 市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価値の5% (本則税率) 取得価値の3%	4,655
	計			22,197
合計				57,336 (57,830)

- 注) 1. 税収は平成17年度当初予算(案)及び平成17年度地方財政計画(案)による。なお、()書
きは、決算調整額(税収の平成15年度決算額と平成15年度予算額との差:揮発油税及び石
油ガス税については2年後の道路整備費で調整することとされている)を含んだ額である
2. 自動車重量税の税収は、収入額の国分(2/3)の約8割(77.5%)相当額である
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車税重量税については平成20年4月末)
4. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成17年度税収は17,713億円、軽自動車
税の平成17年度税収は1,519億円(いずれも平成17年度地方財政計画(案)による)

平成 18 年度予算編成の基本的考え方について

(平成 17 年 6 月 6 日、財政制度等審議会) (抜粋)

(3) 特別会計の見直し

特別会計については、特定財源の存在等により一般会計に比して財政規律が不徹底となっているのではないかとの問題意識の下、一昨年来、当審議会において具体的な見直し方策について審議を行ってきた。これによって、事務事業等の見直しによる歳出の合理化・効率化や、各特別会計の資金の流れについての新たな説明資料の作成・公表など一定の進展が見られてきた。今後とも不断にこうした見直しを行っていくべきである。

本年の審議に当たっては、個々の特別会計の性格に応じて、例えば、事務事業の内容や目標管理の在り方の検証、恒常的な剰余金の背景の精査、最終受益者までの資金の流れのチェックなど、歳出・歳入両面にわたり、着実かつ的確に特別会計の見直しを引き続き進めていく必要がある。こうした見直しの過程においては、特別会計として区分経理する必要性についての検討や、特定財源制度の在り方についての根本からの検討も行うべきである。

また、予算執行の適正化に向けた取組みや執行実績を予算に反映する取組みを強化することも通じて、歳出改革を推進すべきである。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005

(平成 17 年 6 月 21 日、閣議決定) (抜粋)

第 2 章 「小さくて効率的な政府」のための 3 つの変革

2. 仕事の流れを変える

(3) 予算制度改革

(特別会計の改革)

特別会計の改革を継続・強化するために、以下の取組を行う。

- ① 関係府省は「基本方針2004」に基づいて作成された改革方針を着実に実施する。加えて、財務省は、関係府省とともに、各特別会計の性格に応じ、長期的な財務の健全性に配意しつつ、事務事業の存廃や区分経理の必要性まで踏み込んだ見直しを継続し、定期的に経済財政諮問会議に報告する。
- ② 特定財源の在り方について、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等も含め、引き続き総合的に検討し、重点強化期間内を目途に基本的方向性を明らかにする。

第 4 章 当面の経済財政運営と平成 18 年度予算の在り方

3. 平成18 年度予算における基本的考え方

(重点化と抑制の考え方)

- ・ 特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じ、制度改革、事務・事業の見直し等を行い、歳出の効率化・合理化を推進し、これを抑制するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。